

平成 2 1 年度 第 4 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 2 年 1 月 2 7 日（水） 午後 1 時 3 0 分～ 4 時
開催場所	松阪市庁舎第 2 分館 教育委員会事務局 2 階会議室
出席者 （敬称略：5 0 音順）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	磯田 契約監理担当参事 房木 契約監理課長 佐藤 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 橋本 調達係長 池内 契約係主任
議題	議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成 2 1 年 1 0 月から 1 2 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本委員抽出） 議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札 245 件、平均落札率 85.25%、平均参加者 10.1 者であった。この 3 ヶ月間は国の経済対策の補正予算の執行や災害復旧の関連で発注が非常に多く、過去 3 年の同時期と比較して最も発注が多かった。このような状況の中で平均参加者が 10.1 者あったことは、ある程度の競争性が確保されたものと

	考えている。 ・指名停止措置の運用状況について 建設業法や独禁法違反等により、4 者に対して 4 件の指名停止を行った。(松阪市発注のものではない)
● 抽出事案の審議（坂本委員抽出）	
○ 今回も落札率が高かった案件又は参加者が少なかった案件という観点から事案を抽出したところ、落札率が 90%以上と高かった案件が 8 件、入札参加者が 5 社以下と少なかった案件が 51 件、落札率が 90%以上で入札参加者が 5 社以下であった案件が 18 件であった。また、全て入札参加者が 5 社以下であった特殊な発注である希望価格型の発注が 4 件、入札不調が 4 件あった。これらについて競争性に問題はなかったのかということと不調案件のその後についてはどのようなになったのか？ ○ 平成 20 年度の意見書についてのこととなるが、専門性の高い工事に対する検査体制の充実についての問題は、その後どのように解決方法を思案しているのか？ ○ 同様に、15 ヶ月予算の導入についても現実のものとなれば、4～6 月頃のいわゆる閑散期の問題も解消できると思われるがその後どのように考えているのか？ ○ 同じ地区や場所の道路を掘る工事については、複数回にわたって実施されると商売に影響が出る場合があると聞く。市やガス会社等がもっと密に連携して一回の工事として同時期にまとめて施工できないものか？	第一点目について、落札率が 90%以上と高かった案件や入札参加者が 5 社以下と少なかった案件の該当件数が多かったことは、発注件数そのものが多かったことも比例して影響していると考えている。また、この時期になってくると各業者の手持ち工事が多くなってくる状況もあり、そのような状況の

	中で技術者の配置の都合等から、例えば、災害復旧工事などはその規模や場所等などで敬遠されがちと思われる要素も多く、案件を選んで入札参加している状況があるのではないかと考える。入札参加者が5社未満となる案件が全体に占める比率は第三四半期が概ね毎年 20～30%の間で推移し、第二四半期は 10～13%、第一四半期は 10～15%というデータが出ており、年度の後半になってくるとこのような傾向が見受けられる。 次に、検査体制の充実につきましては、（財）三重県建設技術センターに専門的な分野の検査業務を一部外部委託したい旨の相談をしたところ、当方が要求する機械や電気等の専門的な分野については、当市同様に当該分野の検査員が居ないとの事であったため、方向性を思案しているところである。また、退職者の再任用配置についても要望はしているが現実に至っておらず、契約監理課内の検査員のみでなく、各事業担当課において併任で検査員を任命して体制を整えている状況である。 次に、15 ヶ月予算の導入につきましては、国の補助金に関連する内容となってくると、会計年度独立の原則との整合性を保つ点で国の手続き等繁雑となる内容も多く困難であるが、市単独の事業であれば、財政との調整、議会の承認を得られれば実現の可能性はあると思われる。ただ、現況として予算は基本的に年度内で完結するという形で執行されているため、事業を担当する部署を含め更に調整が必要である。 最後に、工事施工箇所の調整の件につきましては、年度当初に工事予定箇所をガス会社やN T T等、関連する道路占有者と時期や期間を共同で施工するように調整はしている。しかし、企業が異なると当然考え方の相違もあり、調整がつかないことも多く、まだまだ課題が多くある。ただ、同一箇所を繰返し工事を行うということは、市民生活に影響を及
--	--

○ 公告番号 312 の「松阪市本庁舎エレベーター改修工事」(96.67%)や 391 の「市営住宅空家維持管理及び空地維持管理除草委託」(99.82%)はそれぞれ入札参加者が 1 者だが、問題はなかったという認識で良いのか。もっと参加者が居れば、競争性が発揮され落札率がもっと低くなった可能性があるのではないか。 ○ 公告番号 394 の「平成 21 年災第 37 号 1 級市道岩倉線道路災害復旧工事」については、入札参加が 5 者で落札率が 98.28%と非常に高いように思うがどうか。	条件付き一般競争入札という形の中で公告し、不特定多数の者が入札に参加できることから、地方自治法上、競争性は確保されていると考えられ、その金額が予定価格の範囲内であれば有効であり、契約締結に至ることは何ら問題はない。 公告番号 312 の「松阪市本庁舎エレベーター改修工事」については、既設エレベーターの施工業者との随意契約という案も当初一時的にあったが、初めての大規模改修工事であることから条件付き一般競争入札にて発注した。既設メーカー以外でも施工可能という見解のもとに発注したが、責任の所在の問題からか入札参加者は 1 者となった。落札率については、希望価格で発注していることから、通常的设计価格比で考えれば 10～20%程低くなっていたのではないだろうかと考える。 公告番号 391 の「市営住宅空家維持管理及び空地維持管理除草委託」については、国の緊急経済対策の一環で雇用促進の関係事業に該当するものであり、この委託業務の中で新規雇用者を公募し、請負総額の内、一定割合以上の金額に相当する新規雇用をしなければならない等、その他条件が多くあり入札参加者が 1 者であった。仮に入札参加者がもう数社在ったとしても、落札率は比較的高い結果になったのではないだろうかと考える。
--	--

○市議会において、このような工事に関する内容を議論する専門部会のようなものはあるのか。 ○そのような委員会の場で当入札等監視委員会からのこれまでの提言が審議されたことはあるのか。	この結果は、以前から指摘されている最低制限価格制度の不合理性による結果であり、予定価格算出率が 99.82%と高く出たため、最低制限価格（予定価格の 85%）との関連で、入札参加者 5 者の内 4 者が最低制限価格を下回り落札外となったものである。 このような入札参加者が少ないことや、入札参加者が無く入札不調となった案件については、冒頭にご指摘いただいた 15 ヶ月予算の導入、繰越明許費を活用することが出来れば、年度当初の発注の無い時期がカバーでき、通年で平均した発注形態が取れ、現況は多少なりとも解消されと考えている。 しかしながら、この活用には繰越明許費の市議会承認はもちろんのこと、国庫補助事業であれば国の繰越承認を要することから決して容易ではなく、また、ほとんどの工事が起債事業であることから、その起債申請に翌年度債務申請が絡むと、当市財政担当においても事務処理上の問題や、財務局との折衝・調整といった関連事務の申請手続きを解決していくことの繁雑さがある。そもそも根幹にある地方自治法の会計年度独立の原則の規定が逆に障壁となっている。 常任委員会として、建設水道委員会がある。 意見書については、皆さんから市長に直接手渡していただいているので、市長は当然のこと、副市長や何度となく協議する財政担当もこのことについては認識しているが、議会の委員会の場で審議されたことは
---	--

○ 検査体制の充実についてもう少し具体的な進捗状況はどうなっているのか。 ○ そのような分野に精通する民間企業の退職者の方を検査員として雇用できれば、非常に有効に活用できるのではないかと思うがどうか。 ○ 求人をして雇用契約に至った場合、予算はどうなるのか。 ○ 営繕・機械設備・空調・電気関係の専門的な分野の検査員が不足しているという状況を捉えているのであれば、例えば三重県や（財）三重県建設技術センターへ出向させるなどして、当該分野の検査員を育成することも計画していく必要があると考える。この検査体制の充実については、前回の意見書でも提言している内容なので、今年度の意見書においては、更に専門的に具体案として提言することとしたい。 また、以前より問題となっている、業者が最低制限価格付近で入札しているのにも関わらず、最低制限価格を下回り落札外となり、予定価格付近の高値で入札した業	まだ無い。 冒頭の説明のとおり、現在、契約監理課検査室の専任検査員の他に、検査繁忙期のために各事業担当課の併任検査員により応援体制を整えている状況であり、併任検査員数については、年々人数を増やし、定期的に研修を行うことで、適正な検査を保持している。また、営繕・機械設備・空調・電気関係の専門的な分野においては、（財）三重県建設技術センターにおいても派遣可能な技術者が居らず、現段階では難しい状況である。 年間の案件としては少なく、常勤雇用としては難しいと考えられるので、登録制度として確立するなど、その手法も検討したい。 人件費として該当事業の中に予算要求すれば可能であると考える。
---	---

者が落札するという不合理さについては、これまでの解決案として、入札参加者が5者以下である時に予定価格算出率を98.00%に固定することや、入札参加者の応札額の平均型にて算定するといった手法が既に提案されているので、とにかく一つでも実行して欲しいところである。 ○三重県が国土交通省からの通達に基づき、低入札価格調査基準額を90%へ引き上げると聞いたが、このことについて業者側から何らかの動きはあるのか。また市長自身としてはどのように考えているのか。 ○それならば、折角今まで取組んできた入札制度改革が無駄にならないと心強く感じるところである。	それらの手法については、来年度からの試行に向けて入札制度研究会で最終段階として議論しているところである。入札参加者が5者以下という設定が果たして妥当か否かの検証であるとか、試行時期、工事内容、設計金額等を当面はある程度制限する中で実施していく方向で考えている。 業者は早くから最低制限価格の設定を予定価格の85%から90%にするように要望しており、昨年度は要望書も提出されている。しかしながら、前市長も含め現市長も85%の設定は一切上げるつもりはないと議会の場においても答弁している。 先日の建通新聞の記事によると、三重県の入札等監視委員会の審議において、総合評価落札方式で発注した白子港の浚渫工事の案件が、入札金額が最高であった業者が技術点が最高であり落札となったことについて、県民への説明責任の有無について指摘されていた。また、前原国土交通大臣が同じく建通新聞のインタビューにおいて、入札契約制度の在り方について徹底した見直しに乗り出す考えを表明し、特に総合評価落札方式の不透明さや、経営事項審査による企業評価と実態との乖離を問
--	---

	題視し、関係部局に対応策の検討を指示したという記事から、政権交代によって入札契約制度が変わる可能性もあるのかと考えるところもある。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 契約の相手方となることは止むを得ず理解できるが、価格の妥当性の確保については検証されたい。	2件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 金剛川地区頭首工改良工事・・・当該施設は、昭和 47 年県災害関連事業において、金剛川にある他の 3 門の井堰と共に設置され、設置以降 37 年の間、地元受益者の管理・新設工事施工業者による修繕といった協力体制の下、今日に至っている。 本工事の施工に当たっては、既設施設の設計、構造および機能を熟知していることはもちろんのこと、利水面においては、これからも管理者である地元受益者と共に信頼を持って維持管理していくことが出来る必要がある。また、治水面においても河川に設けられた重要度の高い施設であるため、災害防止の観点からも緊急時における即時対応が可能であることが業者選定の条件である。 本頭首工の当時の新設工事施工業者は、既設ゲートの構造、制御方法等、機能を熟知し、修繕・メンテナンスも行っていることから地元における信頼度も高く、かつ、洪水時等の緊急時における即時対応が可能であり、また、既設部分との機器の整合性を保ちながら、改修部分(扉体)の適正な稼働を行う必要が不可欠であることから、責任の所在を明確にするためにも、本工事を施工できる条件を満たす業者は当該業者の他にはいないため随意契約するものである。 松阪市污水处理施設整備事業三雲第 2 処理分区久米污水幹線管渠軌道横断工事・・・

○ＪＲ東海側から特定の業者が指示されているのか。 ○請負金額の妥当性はどうなっているのか。 委員会としての意見 契約の相手方となることは理解できるが、価格の妥当性の確保については検証されたい。	本案件は、ＪＲ東海紀勢本線の軌道下を推進工法で下水道管を横断する工事であり、ＪＲ東海との施工協議に於いて施工業者には、ＪＲ東海営業線内での土木工事に精通し、かつ、軌道保守工事に精通している者とし、施工に際しては、ＪＲ東海が認定する（技術者）工事管理者及び軌道工事管理者並びに列車見張員を専属配置することという条件が必須となっている。 また、軌道下の推進工事に於いて、不測の事態が生じた場合の対応を考慮すると県外業者の受注は望ましくないことから、地域条件を県内とし、加えてＪＲ東海の条件及び推進工事の実績要件を総合すると、県内に於いて、該当の業者は１社しか存在しないため該当業者と随意契約するものである。 条件が指示されるだけで具体的に業者が指定されるわけではない。 この案件については三重県の積算基準による算定された金額である。
● 次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 22 年 3 月 30 日（火）の 13：30～とし、抽出委員は吉川委員とする。	